

# 大田区都市計画審議会（第136回）

目 的	<p>1 東京都市計画公園の変更（大田区決定）について</p> <p>2 東京都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設）の決定（東京都決定）について</p>			
日 時	<p>平成19年10月19日（金）</p> <p>開会 2時01分</p> <p>閉会 3時22分</p>			
場 所	大田区役所本庁舎 2階 201、202、203会議室			
委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;">                 欠 谷口汎邦                  中井検裕                  田中一吉                  柳ヶ瀬裕文                  中島寿美                  馬場雄一郎             </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;">                 欠 石渡 修                  小篠映子                  欠 高瀬三徳                  奈須利江                  遠藤孝一                  荻原光司             </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;">                 欠 志水英樹                  小林みどり                  溝口 誠                  金子悦子                  欠 山口謙治                  欠 諏訪武資             </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">印出席者</p>	欠 谷口汎邦 中井検裕 田中一吉 柳ヶ瀬裕文 中島寿美 馬場雄一郎	欠 石渡 修 小篠映子 欠 高瀬三徳 奈須利江 遠藤孝一 荻原光司	欠 志水英樹 小林みどり 溝口 誠 金子悦子 欠 山口謙治 欠 諏訪武資
欠 谷口汎邦 中井検裕 田中一吉 柳ヶ瀬裕文 中島寿美 馬場雄一郎	欠 石渡 修 小篠映子 欠 高瀬三徳 奈須利江 遠藤孝一 荻原光司	欠 志水英樹 小林みどり 溝口 誠 金子悦子 欠 山口謙治 欠 諏訪武資		
出 席 幹 事	<p>副区長（秋山）</p> <p>まちづくり推進部長（石田）</p> <p>まちづくり課長（佐々木）</p> <p>清掃リサイクル課長（下遠野）</p> <p>経営管理部副参事（鴨志田）</p> <p>大田北まちなみ整備課長（廣瀬）</p>			

傍聴者 7名

議 事	件 名	第一号議案 東京都市計画公園の変更（大田区決定）について
		第二号議案 東京都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設）の決定（東京都決定）について
	概 要	
	<u>議決事項</u>	<p>第一号議案 東京都市計画公園の変更（大田区決定）については、諮問のとおり定めることが適当である。</p> <p>第二号議案 東京都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設）の決定（東京都決定）については、次の付帯意見を付して、諮問のとおり定めることが適当である。</p> <p>（付帯意見） 東京都は、スーパーエコタウン事業全体に係る環境影響調査を早期に実施し、調査結果を速やかに公表されたい。</p>
	その他 提出資料	<p>第一号議案 事前資料 1 計画書 事前資料 2 総括図 事前資料 3 計画図 事前資料 4 説明資料</p> <p>第二号議案 事前資料 1 計画書 事前資料 2 総括図 事前資料 3 計画図 事前資料 4 説明資料</p> <p>第一号議案 諮問文 第二号議案 諮問文</p>

佐々木幹事 皆様、大変お待たせをいたしました。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

審議会に入る前に、本年6月1日付で副区長の交代がありました。新しく副区長に就任した秋山副区長から、自己紹介をさせていただきたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

秋山幹事 皆さん、こんにちは。ただいま紹介ございました副区長の秋山でございます。4月に新区長、松原区長が誕生して、その後にまちづくりについて積極的に取組みをしたいということで区長から話がございまして、6月1日付で議会の承認をいただきまして、副区長ということでこの任を仰せつかりました。まだまだ不慣れで、まだ本当に何カ月も経っていない、右を向いていいのか、左を向いていいのか、なかなか戸惑っておりますけれども、どうか皆様のご支援をいただきたいというふうに思います。

大田区はご承知のように、ただいま2010年の羽田の国際化ということで第4滑走路が今工事をやっておりますけれども、その羽田空港の国際化、そして24時間化というのが今大きなテーマになっておりまして、それに向けて大田区も少し街をきちんと整備しよう。

羽田に今6,300万人の皆さんがお見えになっておりますけれども、これが第4滑走路ができますと9,400万人ぐらいということで、かなり人の流れが変わってまいります。そういった意味では、ぜひそういった人たちを通過ではなくて、蒲田・大森に皆さんにお寄りいただけるような魅力を作っていきたいというふうに思っております。

そういった意味では、これから都市計画審議会にいろいろな案件が付与されて、ご審議いただくということが出てくるかと思っておりますけれども、どうかそういったことを十分ご理解の上、ご審議いただければありがたいと思います。

本日は、また2件ほど案件がございまして、どうかひとつよろしく願いいたします。

佐々木幹事 続きまして、本年4月以降に本審議会の委員の交代がありましたので、秋山副区長より新委員のご紹介と、本日出席の幹事を紹介させていただきます。

秋山幹事 それでは、私の方から委員のご紹介をさせていただきたいと思  
います。

まず、5月21日付で、区議会議員4名の委員の先生方の交代が  
ございました。新委員の皆さんをご紹介させていただきます。

まず、田中一吉委員でございます。

田中委員 よろしくお願ひします。

秋山幹事 次に、高瀬三徳委員でございます。今日は欠席でございます。

次に、柳ヶ瀬裕文委員でございます。

柳ヶ瀬委員 よろしくお願ひします。

秋山幹事 次に、金子悦子委員でございます。

金子委員 よろしくお願ひいたします。

秋山幹事 また、7月4日付で、区民の委員の交代もございました。新委員  
のご紹介をさせていただきます。

大田工業連合会副会長、山口謙治委員でございます。今日はご欠  
席でございます。

それからまた、7月5日付で、区民の委員の交代がございました。  
新委員の大田区自治会連合会会長、中島寿美委員でございます。

中島委員 よろしく、どうぞ。

秋山幹事 また、もう一方、10月1日付で、東京都の委員の交代がござい  
ました。新委員の蒲田消防署長、荻原光司委員でございます。

荻原委員 どうぞ、よろしくお願ひします。

秋山幹事 ありがとうございます。

新委員への任命状につきましては、本来、当審議会においてお渡  
しするところでございますけれども、しばらく開催がなかったとい  
うことで、大変恐縮でございますけれども、郵送させていただきました。

次に、本日出席の幹事を紹介させていただきます。

まちづくり推進部長、石田でございます。

石田幹事 よろしくお願ひします。

秋山幹事 まちづくり推進部参事、まちづくり推進課長事務取扱、佐々木で  
ございます。

佐々木幹事 よろしくお願ひします。

秋山幹事 清掃部清掃リサイクル課長、下遠野でございます。  
下遠野幹事 よろしく願いいたします。  
秋山幹事 経営管理部副参事の鴨志田でございます。  
鴨志田幹事 よろしく願いします。  
秋山幹事 大田北地域行政センターまちなみ整備課長、廣瀬でございます。  
廣瀬幹事 よろしく願いいたします。  
秋山幹事 以上で、紹介を終わらせていただきます。  
佐々木幹事 本日の委員の出席状況でございますが、4名の委員が所用のため、  
欠席の連絡をいただいております。現時点で、定足数を満たしてご  
ざいます。

本日の傍聴申込数は、7名でございます。

では、会長、開会方、よろしく願いをいたします。

谷口会長 こんにちは。秋山副区長さんをはじめ、新任の先生方のこれからの  
会議にいろいろとご指導、ご支援、ご審議を賜りたいと思imas  
るので、よろしく願い申し上げます。

それでは、傍聴人の入室を許可いたします。

また事務局には、また多大なお手数を煩わすことが多いと思imas  
すが、改めてよろしく願い申し上げたいと思imas。

それでは、傍聴人の方、入室されましたので、開会の宣言を行  
いたたいと思imas。

ただいまより、第136回大田区都市計画審議会を開会いたします。

ここで、従来、会長代理をお願いしておりました松原委員の交代  
によりまして、新たに会長代理を決定する必要がございます。よっ  
て、大田区都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、会長代理を  
指名いたします。

会長代理につきましては、田中一吉委員をお願いを申し上げたい  
と思imas。よろしくどうぞお願いをいたします。いかかでしょう  
か。

(「異議なし」の声あり)

田中委員 はい。

谷口会長 ありがとうございます。

それでは、議題に移らせていただきたいと思います。議案に入り

ます。

大田区長より大田区都市計画審議会会長あてに平成19年9月21日付で第一号議案「東京都市計画公園の変更（大田区決定）について」が諮問されましたので、これを議案といたします。

それでは、諮問の朗読をお願いいたします。よろしくどうぞ。

佐々木幹事 それでは、諮問文の朗読をさせていただきます。お手元に配付をさせていただきました諮問文をご覧になりながらお聞きをいただきたいと思います。

第一号議案につきましては、東京都市計画公園の変更（大田区決定）について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大田区長より諮問いたします。

以上で、諮問文の朗読を終わらせていただきます。

谷口会長 それでは、議案の説明をお願いしたいと思います。

佐々木幹事 それでは恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

それでは、議案の説明に入る前に、既にご配付いたしました事前資料の確認をさせていただきます。

まず、事前資料1でございます。「計画書」でございます。A4横書き1枚でございます。

続きまして、事前資料2「総括図」でございます。今回変更しようとする箇所を図示したカラー刷りのA3横の図面が1枚でございます。

続きまして、事前資料3「計画図」でございます。A4横の図面が1枚でございます。

最後の事前資料4でございますが、「説明資料」でA4縦書き1枚でございます。

以上が事前資料の一式でございますが、不足はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

佐々木幹事 ありがとうございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

恐れ入りますが、事前資料の4「説明資料」をご覧いただきたいと思います。

初めに1番の「趣旨及び経緯」でございます。本計画地につきましては、法務省の職員住宅として活用をされていたところでございますが、国有地の財産処分の一環として払下げ用地となったものでございます。この度、国との交渉により区が用地を取得する目途が立ちました。また、併せまして、国有地と隣接する民有地についても土地所有者との交渉が整い、区が用地取得する目途が立ったところでございます。本案件は、本計画地において既設の児童公園と一体的に防災機能を備えた公園の整備を行うため、都市計画公園の変更をしようとするために諮問したものでございます。

続きまして、2番の「位置」でございます。恐れ入りますが、事前資料2の「総括図」をご覧いただきたいと思っております。今回、都市計画公園として変更する箇所を図面に示したものでございます。本案件の区域は、赤色で四角に着色された区域でございます。大田区北部、環状7号線の北側に位置しております。また、本計画地の周辺の土地利用状況でございますが、戸建て住宅を中心とした良好な住環境が形成をされております。

続きまして、今回の都市計画変更をする内容についてでございますが、事前資料4をご覧いただきたいと思っております。事前資料4の3番「都市計画の内容」にまとめてございます。まず、変更しようとする区域の所在でございますが、大田区北馬込一丁目地内でございます。

続きまして、事前資料の3「計画図」をご覧いただきたいと思っております。今回変更しようとする区域は、この図面の中央の黒線で囲まれた区域でございます。面積は約0.22haとなっております。名称としましては、大田第2・2・53号北馬込一丁目公園でございます。

恐れ入りますが、事前資料1の「計画書」をご覧いただきたいと思っております。今回、新たに都市計画公園を追加指定しようとする内容を示してございます。また、備考欄につきましては、整備予定の概略の内容について記載しております。

続きまして、以上の変更案に関しての説明会でございますが、本年9月10日に馬込第三小学校において、地元の方々にご説明をさせ

ていただきました。また、公告・縦覧でございますが、本案件に關しまして、当初の計画案がその後、東京都の協議によりまして、公園の区域の一部について変更となった経緯がありまして、2回ほど行っております。

この変更となった経緯でございますが、本敷地の上の北側角に、ちょうど建築基準法42条2項の道路の指定がございます。この道路について、公園の区域に含めるべきではないということで東京都からの指導がございます。当初はこの道路部分を含めておったわけでございますが、2回目の公告・縦覧につきましては、その部分を削った形で縦覧をさせていただきました。

まず、当初の都市計画案につきましては、9月11日付の区報でお知らせをするとともに、区のホームページに關係図書の一書を掲載しまして、9月14日から9月28日までの2週間、まちづくり推進部で縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

続きまして、変更案につきましては、同じく区のホームページにて關係図書を掲載しまして、10月1日から10月15日までの2週間、まちづくり推進部で縦覧を行ったところ、1名の方から意見書が提出されました。

この意見書の内容についてでございますが、本計画地、今回の計画地でございますが、以前桜の木が植栽されていた経緯があることから、公園の整備に際し、公園の周囲には桜の木を配置されたい。また、計画地周辺の道路に街路樹として桜の木を整備し、周辺と一体となった緑のネットワーク化を図ることを要望するというような中身でございます。

以上で、説明を終わりとさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

谷口会長 ありがとうございます。

では、ご審議をお願い申し上げたいと思います。

まず、ご質問やご意見がございましたら、どうぞ、ご自由にご発言をいただきたいと思っております。

金子先生、どうぞ。

金子委員 この計画地の左側のところで、左側といいますか、児童公園があ



って、奥側に今、解体をしている法務省の住宅があって、手前が駐車場になっていて、その駐車場が計画地なのかなというのがちょっとわからなかったものですから、この地図でもう一回確かめたら、このPと書いてある駐車場も範囲になるわけですね。

佐々木幹事 お答えをさせていただきます。先ほどご説明させていただきましたように、民有地の部分がちょうど駐車場になってございます。その部分についても土地の取得の目途が立ったということで、今回含めて計画決定をしたいという中身でございます。

金子委員 この法務省の住宅のところの間に道路があるんですが、これは特に奥の人たちの生活道路になっているようなんですけど、この計画は園路と書かれていますので、ここは道路としても使えるのでしょうか。そういう陳情も前に出ておりましたので。

佐々木幹事 お答えをさせていただきます。あくまでも公園の園路として整備をさせていただきます。ですから、道路ということではなくて、公園の中の園路ということで整備をする予定でございます。

金子委員 そうすると、自転車は通れるのでしょうか。

佐々木幹事 基本的には、公園の中を自転車に乗って通るとするのはちょっと危険でございますので、おりて、押して通るということは可能かというふうに思います。

谷口会長 ありがとうございます。

ほかにどうぞ。溝口先生。

溝口委員 今回、新しく定める地域だけのイメージなんで、それはそれで決め事なんでいいと思いますが、今までの都市計画区域がこうだったと、今回はこうなるという、その対照表というのか、この地理に明るくない人は何が何やらよくわからない。児童公園がどこにあって、新しく取得予定の民有地がどこであってというのは、聞かないとわからないというか。できれば、今後の審議の参考ということで、ぜひ、そういったことを心がけていただきたいと思います。

佐々木幹事 大変恐縮でございます。今回、そういう図面を用意してございませんので、次回以降には必ず用意をさせていただきます。

谷口会長 ほかにどうぞ。ございませんでしょうか。

どうぞ、柳ヶ瀬先生。

柳ヶ瀬委員 今の関連でちょっと質問なのですがけれども、この予定地の右下のところに、これは建物なのか、ちょっと私もすみません、現地は行ってないんでわからないのですけれども、ここでは何があるのでしょうか。

佐々木幹事 黒枠の中ということによろしいのでしょうか。

柳ヶ瀬委員 外です。右下ですね。資料3の右下のところですよ。

佐々木幹事 わかりました。右下のちょうど黒枠の外の部分でございますが、これは一戸建ての住宅でございます。

柳ヶ瀬委員 これは、例えばこういった計画公園を整備するときに、この右下の例えばその戸建のところにもある程度お声がけをして、防災の観点からするとある程度まとまった広い公園を整備していくということが非常に重要なのかなというふうに思うのですが、そういったお声がけをされたのかどうか、またその結果はどうだったのか、そういったことを教えてください。

佐々木幹事 今回は、右下の方々に用地提供の声かけはしておりません。とりあえず、今回このエリアで整備をさせていただいて、将来戸建の方々が公園用地として売りたいということであれば、それは応じていきたいというふうに考えております。ですから、事前に今、住まれている方々に公園用地として提供してくれないかというお話はしておりません。

柳ヶ瀬委員 すると、これはこういうふうに官舎があったと。右にはパーキングがあって、ここは民有地だったわけでございますよね。とすると、このパーキングの民有地の方にお声がけをされて、一戸建ての方にはお声がけをされなかったということなのか。ということであれば、その理由は何なのか教えてください。

佐々木幹事 実は、もう少し詳しい図面を用意すればよかったんですが、このPという民有地が現在ある公園と法務省用地の間でございます。

ちよつとこちらの図面をご覧ください。現在ある公園がこれでございます。法務省用地が黄色の用地です。その間にちょうど民有地があると。公園としてのまとまりを確保するために、この用地を確保する目途が立ったということでございます。

柳ヶ瀬委員 今のこの図面を見ると何となく分かるのですがけれども、ただこの

真ん中のところをもちろんお声がけというのは分かるんですけども、右下の民有地に対してお声がけをしない、そのちょっと理由がいまいち不明瞭なんですけれども、もう一度ちょっとご説明願えれば。

佐々木幹事 簡単に言いますと、駐車場用地として住まわれている方がいないということで、ある意味では私どもとしても相手に言いやすかったという部分はございます。

柳ヶ瀬委員 あと一点、すみません。これの説明会を9月10日に、馬込第三小学校で開かれているということなんですけれども、ここで何らかの質疑応答みたいなものがなされたのか、もしくは、またそのときに何らかの意見なりが出されたのかどうか。ちょっとすみません。

事務局 ただいまのご質問について、お答えさせていただきます。

当日、9月10日の説明会なんですけれど、前半では都市計画公園の変更の説明ですね。そして、後半で公園の整備計画についての説明をさせていただきました。都市計画公園の変更に関する特段、具体的な意見というのは、そのときは出ませんでした。やはり公園の整備のプランに対する、そういった具体的な件ですね。そういったものが数多く出されて、その中の大きな点としましては、先ほど1点出ました敷地内の通路のお話ですね。それとか、あと緑の配置の問題、トイレの話とか、そういう一般的な公園の課題に対する質問がかなり出ました。人数も40名という多数の参加がありましたので、1時間半、目いっぱいいろんな質疑のやりとりがございました。

簡単にご報告させていただきます。

谷口会長 よろしゅうございますでしょうか。

柳ヶ瀬委員 はい。

谷口会長 ほかに、どうぞご自由にご発言を賜りたいと思いますが。

遠藤委員 今までのお話と全く違うんですけど、さっきちょっと最後にあった桜の木の問題ですね。あれは切っちゃったんですか、もう。

事務局 桜の木なんですけれど、法務省の住宅のときにはもう既になくなっておりまして、それ以外のネズミモチとか、ちょっと雑木に近いような木なんですけれど、そういったものが外周に残っておりましてたけれど、解体工事で一部は伐採、一部は公園の整備のために残し

てあります。

遠藤委員 緑という意味で桜は大事だと思いますので、これから植栽してもいいんじゃないかと思います。余計なことですけれども。と思いますけれども、いかがでしょうか。それだけです。

廣瀬幹事 ここを整備する北まちなみ整備課でございますけれども、これから住民の皆さんと説明会をやりながら幾つかのご意見をいただいて、公園の設計図書にまとめていきたいというふうに思っております。

その中で、当然のことながら公園に対しては緑を配置していくと、こういう中身で緑を配置してまいりますけれども、樹種、木の種類でございますね。これについては、また地元の皆さんとお話し合いをしながら決めていきたいというふうに思っております。

谷口会長 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

ほかに。どうぞ、田中先生。

田中委員 法務省の職員住宅、そして民有地の駐車場ということで、それを一体的に都市計画公園として決定をし、整備をしていくということなんですが、今先ほどちょっと細かいのを見させていただきましたが、全体として既設の公園プラス法務省の職員住宅、あるいは民有地の駐車場を加えて、現況の何倍程度になるのか。

先ほど柳ヶ瀬委員も下の部分のご指摘、民有地、戸建てありましたが、いずれにしてもお金の問題もありますし、当面これで整備をして、将来そのような要望、あるいは区としての必要性ができてくれば対応すればいい話で、いずれにしても基本的には適正な計画だと思いますので。ただ、何倍程度かちょっと。

佐々木幹事 現在の児童公園の面積ですが、231㎡でございますが、今回お願いする決定面積が2,246㎡でございますが、10倍近い面積ということになります。

谷口会長 はい、ありがとうございました。

ほかに、ございますか。どうぞ、小林先生。

小林委員 この議案内容そのものについてではない、ちょっと外れている内容なんですけれども、1の周辺状況の説明資料を求めたいということで、この次からというご回答がありました。かねてから、以前に、例えば田園調布なんかの内容についてでも感じたことなんですけれ

ども、大田区はやはり北側の田園調布ですとか馬込の起伏のあるところと、それから平坦地の海沿いの部分については、海の方についてはそれほど必要性がないとも思われますけれども、起伏のあるところについては高さ方向、レベルがどういうふうに周辺になっているという情報も、あるいはほしいなというふうに常々感じています。

例えば、それだからといって航空写真のようなお金のかかることではなく、今はグーグルマップのような、それを紙資料に置きかえるようなツールも割と簡単に用意できるのではないかなということも含めて、事務局のいろいろ負担を増やしたくはありませんけれども、ご一考いただくと、より深い審議ができるかなというふうに思っています。よろしく申し上げます。

佐々木幹事 実は今回の敷地も、ちょうどPと書いている部分でございますが、計画図の方でございますが、Pという部分が一段低くなっております。確かに平面図だけですと起伏が分からないということでございますので、次回以降については検討して、分かりやすいペーパーになるようにしていきたいというふうに考えております。

谷口会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

谷口会長 それでは、委員の皆様のご質問、ご意見が出尽くしたようでございますので、お諮りをいたしたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷口会長 それでは、第一号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申したいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷口会長 では、ご異議がないようでございますので、「第一号議案については、諮問のとおり定めることが適当である。」旨、答申いたします。ありがとうございます。

それでは、次の議題に入らせていただきたいと思います。

大田区長より大田区都市計画審議会会長あてに平成19年9月21日

付で第二号議案 「東京都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設）の決定（東京都決定）について」が諮問されましたので、これを議案といたしたいと存じます。

それでは、諮問文の朗読をお願いいたします。どうぞ。

佐々木幹事 それでは、諮問文を朗読させていただきます。お手元に配付をさせていただきました諮問文をご覧になりながらお聞き取りをいただきたいと思っております。

第二号議案につきましては、東京都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設）の決定（東京都決定）について、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、平成19年8月23日付、19都市基施第217号により、東京都知事から意見照会があったもので、大田区長より諮問をいたします。

以上で、諮問文の朗読を終わらせていただきます。

谷口会長 ありがとうございます。

では、この議案を上程いたします。幹事より、議案の内容の説明をお願いいたします。どうぞ。

佐々木幹事 それでは、議案の説明に入る前に、既に配付をさせていただきましたお手元の資料の確認をさせていただきますと思っております。

事前資料1「計画書」でございます。A4横書き1枚でございます。

続きまして、事前資料2「総括図」でございます。今回決定しようとする施設の位置を図示したカラー刷りの図面で、A0サイズの図面1枚でございます。

続きまして、事前資料3「計画図」でございます。A4横の図面1枚でございます。

最後に、事前資料4「説明資料」でございます。A4縦書き1枚でございます。

そのほかに東京都よりの意見照会の写しの文書が1枚でございます。

以上が事前資料の一式でございますが、不足はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

佐々木幹事 ありがとうございます。

それでは、説明に入らせていただきます。

最初に、恐れ入りますが、事前資料4をご覧くださいと思います。事前資料4の「説明資料」でございます。

初めに、1番の「趣旨及び経緯」でございます。本計画につきましては、東京都が実施しておりますスーパーエコタウン事業に基づきまして、公募により選定された民間事業者が大田区城南島三丁目地内に建設廃棄物のリサイクル施設を整備するために、都市計画法の規定に基づき、その施設の位置について都市計画決定する必要があるため、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、東京都知事より大田区長へ意見照会があり、諮問したものでございます。

続きまして、2番の「位置」でございます。恐れ入りますが、事前資料の2「総括図」をご覧くださいと思います。この総括図でございますが、今回産業廃棄物資源化施設を都市計画決定しようとする箇所を図示したものでございまして、本案件の位置は赤色で丸く示された位置でございます。大田区の東部、臨海部の城南島三丁目地内に位置しております。本計画地周辺の土地利用状況でございますが、物流流通関連の事業所やスーパーエコタウン事業により、既に公募により選定された資源化施設等が立地してございます。

続きまして、今回、都市計画決定する内容を事前資料4にまとめてございます。事前資料4をご覧くださいと思います。事前資料4の3番「都市計画の内容」でございますが、まず施設の位置を決定しようとする区域の所在でございますが、大田区城南島三丁目地内でございます。

続きまして、事前資料3「計画図」をご覧くださいと思います。今回施設の位置を決定しようとする区域でございますが、図面の中央の赤の斜線で明示された区域でございますが、面積は約0.6haでございます。名称としましては、第13号城南島第4建設リサイクル施設でございます。

恐縮でございますが、事前資料1の「計画書」をご覧くださいと思います。今回、新たに都市計画決定しようとする内容を示したものでございます。なお、番号、名称、位置、面積につきまして

は、先ほどご説明をさしあげたとおりでございます。また、備考欄に関しましては、本施設に設置する予定の処理機械が持っており、ます最大の処理能力を記載してございます。ただし、実際に施設稼働時に取扱う処理量は、おおむね3分の1程度の処理量と聞いてございます。

続きまして、以上の計画案に関する説明会でございますが、本年8月28日、入新井特別出張所におきまして東京都が行ったところでございます。また、地元への説明につきましては、本年7月26日、事業者が地元の城南島連合会の方に説明を行ったと聞いてございます。

この計画案につきましての公告・縦覧でございますが、9月11日付の区報及び区のホームページでお知らせを掲載し、9月14日から9月28日までの2週間、東京都都市整備局及び大田区まちづくり推進部におきまして縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

以上で、説明を終わりとさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

谷口会長 ありがとうございます。

それでは、ご審議をお願い申し上げたいと思います。まず、ご質問やご意見がございましたら、どうぞご自由にご発言を賜りたいと思います。

どうぞ、金子先生。

金子委員 この地図を見ますと、第4号城南島建設リサイクル施設と、こういうふうに書かれているんですが、それぞれ建物には名前がついていますが、その名前分かりますかね。この向かい側と、それからこの周辺に、やはりこれ全部都市計画審議会にかかって諮問をされたものですね。今までね。これだけだと、名前がありましたので、その名前を教えていただければと思います。

佐々木幹事 企業名ということで、よろしゅうございますか。

金子委員 ああ、そうですね。

佐々木幹事 それでは、事前資料3をご覧いただきたいと思います。今回、都市計画決定をお願いしている区域が赤の斜線の部分でございますが、



その南側と申しますか、ちょっと小さいのがございますが、10号で都市計画決定をしていただきました食品廃棄物のリサイクル施設、アルフォというものでございます。

それから、その下が、これは都市計画決定しておりませんが、これはスーパーエコタウンとは関係ないんですが、城南島エコプラントでございます。

それから、赤の破線の左下側でございますが、建設混合廃棄物リサイクル施設のリサイクルピアというものでございます。これは5号でございます。

それから、その右側でございますが、食品廃棄物リサイクル施設のバイオエナジーというものでございます。

金子委員　そうすると、このエコプラント以外は、一応、都市計画審議会にかかったものだというふうに考えていいわけですか。城南島エコプラントは、都市計画決定の必要はなかったんでしょうか。

事務局　城南島のエコプラントにつきましては、都市計画決定という手続ではなくて、建築基準法第51条のただし書きという許可を得まして、施設の位置の決定をとってございます。

金子委員　そうしますとここの場所、たしか9区画がそういうエコプラントのようなスーパーエコタウンの関係の土地というふうになったと思うんですが、そういうことでいいんですか。

佐々木幹事　全体では10区画でございます。

金子委員　そうすると10区画のうち、このほかにもスーパーエコタウンに関連する土地が、この区画のほかにもあるということでしょうか。それとも、これで全部なんですか。

佐々木幹事　スーパーエコタウン事業の用地としましては、中防内側とこの城南島の用地でございます。中防内側については2区画、これは既に埋まってございます。城南島につきましては、全体が10区画のうち6区画が既に施設が稼動しておりまして、今回お願いする案件は7件目ということでございます。

谷口会長　どうぞ、奈須先生。

奈須委員　今の関連なんですけれども、たしか以前に審議をしたときに、これが最後のエコタウン施設かなという、私の勘違いかもしれないん

ですけれども、そういう意識を持って審議をしたことがあったんですが、当初の計画がどうなっていて、これは新たに増えたというふうに考えていいのか。その位置づけについて、ちょっと整理をして教えていただけますでしょうか。

佐々木幹事 当初、スーパーエコタウンとしまして、この城南島と中央防波堤内側の用地が位置づけられまして、この城南島につきましては平成14年に公募をしました。14年に公募をしたときに、10区画のうち6区画については決まりましたが、残り4区画については事業者がいなかったということで、4区画についてはまだ整備が終わっていないという状況でございます。今回は7区画目を都市計画審議会にお願いをしているところということでございます。

奈須委員 そうすると、既に他の3区画についても事業者が公募をして、選定が行われたようではございますけれども、これをもってスーパーエコタウン事業というものは終了というふうに考えてよろしいのでしょうか。

佐々木幹事 今回は7件目でございますので、引き続き残りの3件については、この審議会にお願いすることになると思います。まだ内容が詰まっておきませんので、現時点ではこの今回の案件について、都市計画決定をお願いするところでございます。

奈須委員 ですから、今申し上げたのが、4区画のうち1区画が今日ここで都市計画決定をするわけですが、ほかの3区画についても公募をして事業者も決まっているようではございますけれども、その事業者というか、その地域の地区の区画の都市計画決定をすれば、もうこのスーパーエコタウン事業というものは終わりということですねという確認なんです。

佐々木幹事 はい、そういうことでございます。

奈須委員 そうしましたら、ちょっと内容を変えますけれども。2回説明会をなさったそうですけれども、そこでの質疑ですとか、どのように答えられているのかなどの状況について、お教えいただけますでしょうか。

佐々木幹事 2回ではなくて1回。公園のときが2回で、今回は1回でございます。

奈須委員 工連の方にも説明をしたんですよ

佐々木幹事 地元の方に、はい。

それでは、お答えをさせていただきます。まず、東京都が行った説明会のときに出された意見でございますが、まず搬入車両の計画について。それからリサイクル品目がどのようなものなのか。それからアセスメントの件でございます。それからアスベストの混入についてどうなっているのか。それから全体の環境影響評価をやるべきだというような意見が出されております。

それから、城南島連合会に説明した際に出された意見としましては、車両台数に対する質問、それから城南島連合会への加入についてのお話があったというふうに聞いております。

奈須委員 それについて、東京都がどのように回答したかも加えてお願いできますか。

佐々木幹事 説明に行ったのは東京都ではなくて、事業者が城南島連合会の方に行って事業の概要について説明をしたということでございまして、事業者としましては城南島連合会には加入していきたいという意向のようでございます。

奈須委員 説明会のほかの。東京都がどう答えたか。

佐々木幹事 失礼しました。まず、車両通行台数でございますが、267台を予定しているということでございます。

それから、アスベストの混入の話についてでございますが、東京都によりますと、排出事業者と今回の事業者とで廃棄物の委託契約を結び、その委託契約の中でアスベストあるいは汚染土を搬入しない旨の契約が入っていること。また廃棄物の搬入時に、今回の事業者の職員による目視の検査を行い、仮にアスベストが入っていればその場で排出事業者にトラックごと持ち帰ってもらう。また分からないでおろした場合、もし、万が一混入が確認された場合は袋などに入れて、分離して排出事業者に戻すというふうに回答をしております。

また、全体の環境アセスメントについてでございますが、現時点では考えていないというような回答でございました。

谷口会長 それでは、ほかの委員の先生方、何かどうぞご発言いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

奈 須 委 員 委員もかわってしまったので、ご存じない委員もいらっしゃるかと思うんですけども、このスーパーエコタウン事業については、これまでも6事業者が運営をしております、車のこの埋立地へのトラックなどの走行台数もかなり増えてきています。当該自治体の大田区としては、やはり地域への環境の影響ということを非常に懸念をしてきたわけですけども、そのことにつきましては、この審議会の中でも付帯意見を付けるなどしまして、東京都にはきちんと大田区についての配慮をしてほしいということで要望してきたと思うんですけども、そのあたりが全く改善をされないままに、また新たな施設がこうして設置をされるということについては、廃棄物の適正処理という問題は私たちの非常に大きな課題ではあると思いますが、一方で地域の環境を守るということについては、やはり東京都がきちんと考えていなければ当該自治体として受け入れるということについては、手放しで受け入れをできないというような事情があると思うんですね。

そういう中で、今申し上げましたトラックの搬入台数にしましても、あるいはアスベストの問題にいたしましても、非常に対応策が十分でないということを感じております。特に、トラックについては非常な渋滞を巻き起こしている状況もありますし、またアスベストにつきましては今、委託契約であったり、目視ということをおっしゃってございましたけれども、現実に私も建設廃棄物のスーパーエコタウンで既に稼働している事業者に見学に行きましたときに、アスベストを入れる袋があって、そこに手で分けているんですね。トラックから積みおろされるときには、もうがらがらと地面に落とされる状況で、非常に粉塵も舞い上がるという状況の中で、中で働いていらっしゃる方の環境としても非常に劣悪ですし、そこまで運び込まれてくる状況を考えますと、非常に問題があるのではないかと、いうふうに考えます。

一方で、そうしたアスベストが含まれているものが大田区内に来るということは、途中の道路での空気の汚染の状況もありますけれども、一方でこれは実はリサイクルの施設なんですよ。ですから、

ここで破碎をされて細かくされたものが、実はこちらにもありますように路盤材になったりですとか、他の言ってみれば製品として、もう一度市場に出回ってしまうということになります。

ですから、アスベストについて、通常のこういうコンクリート材が主などと言いますが、目で見ただけでは分からないものについて、万一搬入がされてしまえば、それがまた市場に出回り、アスベストが入っていないものとして流通されてしまうわけで、アスベストの悪の循環と言ったらいいでしょうか。断ち切れないことになってしまうんですね。そのあたりのところをきちんと東京都が解決策を示さないままに、本当に私たちがこの施設を受け入れていいのかなというところでは、都の環境影響調査についてもしないということを行っているので、不十分ではないかというふうに私は考えます。そのことについて、大田区はどう考えるのかということも聞いてみたいと思いますけれども。

あと、一時、環境影響調査は3,000㎡を超えたらしくなくてはいけないというふうになっていたように思うのですが、今回の施設は0.6haということで、これ3,000㎡を超えていると思うんですが、私の勘違いでしょうか。ちょっとそのあたりについて、もう一度ひとつお伺いしたいと思います。

佐々木幹事 お答えをさせていただきます。

まず、アセスメントを行う面積要件としては9,000㎡以上。これは前から、敷地面積で。建屋としましては3,000㎡以上。今回は建屋も3,000㎡ございませんので、そういった意味ではアセスメントの対象ではないと。ただし、自主的に大気、あるいは騒音、振動については、自主的な調査を行うというふうに聞いております。

奈須委員 もう一点、大田区としてどのように考えるか。

佐々木幹事 これは私どもも東京都に対しまして、全体の影響評価をやるべきだということは申し上げてきましたし、今後もやるように東京都に求めていきたい、このように考えております。

奈須委員 特に、埋立地については産業廃棄物施設の集中ということがありまして、今日は工連の方もお休みでいらっしゃいますけれども、そのことについてはやはりものづくりの集積の場所として、果たして

これを容認することがどうなのかというところは、実際にこの地で長い間、操業なさっている皆さんも非常に心を痛めている問題であると思うんですね。

そうした中で、さらにこの地域であるとはいってしましても、やはりこういう施設が来ることになれば、埋立地、臨海部にさらに産業廃棄物処理施設を招く結果にもなりかねませんし、大田区でそのあたりをきちんと考えていかないと、今後の大きな臨海部というものをとらえていったときに、問題になるのではないかというふうに思います。

大田区としては、常に東京都には働きかけているというふうに言っているんですが、実は私最近見つけたんですけれども、スーパーエコタウンのシンポジウムというものを東京都が11月2日に行うそうです。私も全く知らなかったんですけれども、このことを大田区は知っていますか。

佐々木幹事 先週ですか。そういうことをやるという話は聞いております。

奈須委員 環境省と東京都と、それからスーパーエコタウン事業者、多分、既に6社決定しているところと中防の2社の8社共同で行うそうなんですけれども、私は当該自治体である大田区がこのことを知らずに、そうしたシンポジウムが行われてしまうこと自体が、やはり地域への環境の配慮どころか、全く東京都の事業であるから大田区はどうでもいいと言うと言葉が過ぎるかもしれないけれども、そうした意識のあらわれなのかなというふうに感じております。

やはり当該自治体で、ここの地域でこうした今は一般的には迷惑施設とも言われている施設でありますけれども、やはり大都市の中での廃棄物をどのように処理するかというところで、大田区としては、きちんとその社会的な責任を社会全体で担っていかうということで臨海部に受け入れているにもかかわらず、大田区を素通りした形でスーパーエコタウンシンポジウムが行われること自体に、私は東京都の姿勢はいかがなものかなというふうな気持ちが非常に強い思いがあるんですが、大田区はこうしたことについては、どのように考えられますか。

佐々木幹事 委員言われる部分もごもっともだと思います。決して私どもは臨

海部の状況について、他人顔しているわけではございません。従来から、やはり全体的なアセスメントを行って、環境に対する影響はどうか、それは把握すべきだと再三東京都に申し上げてきて、求めております。引き続き東京都としては、まだそういう方向になってございませんが、私どもとしては東京都に求めていきたい、このように考えております。

奈 須 委 員 当該自治体なしでのこうしたシンポジウムの開催というのは、ここにスーパーエコタウンができてああよかったねで終わりかねない問題なんですね。しかし、そこには解決しなくてはならない課題もたくさんあるということは、やはり当該自治体である私たち大田区が言わない限りはどこも言ってくれない問題であると思いますので、こここのところはきちんとそうしたシンポジウムの場でこそ発言すべきであるというふうに私は考えますので、そのあたりはちょっと11月2日でもう間に合わないかもしれませんが、ぜひそうした姿勢で今後も取り組んでいただきたいと思います。

1点だけなんです、危機管理体制について。アスベストだけではなくて、私はこの城南島エコプラントで昨年火災が起きたときに、プラスチックが燃えていないというふうな報告書を大田区では受け入れています。このことについては、大森消防署に内容の開示をしたときに、プラスチックは燃えましたというふうに消防の報告がありました。同じような、これは破碎の施設です。破碎の施設であるということは、物と物がぶつかり合えばそこに火花が生じて火災の危険性もあるということになります。そうした報告について、当該自治体はその報告書について、きちんと事実を受け入れるという体制がなければ事故が起きたときにも、その初期動作であったり、あるいはその後の防止策であったりというものが十分にとられないんじゃないかと思うんですが。このことについては、私はもう一度調査をしましたときに、環境保全課の方では少し燃えたというふうに内容を変えました。燃えなかったという報告書から燃えたというふうに内容が変わっているわけですね。こうした万が一の事故が起きたときに、事実をきちんと把握をして、その対応をとるという体制は東京都ももちろんですけども、大田区にもできているんでしょ

うか。あるいは作っていかれるのでしょうか。

佐々木幹事 防災対策、安全対策でございます。今回の事業所につきましては、コンクリートのガラの破砕、あるいは建設泥土の土壌改良材へのリサイクルということで、そういった意味ではちょっと火災というのは考えにくいんですが。ただ、事業者には当然緊急時の対応マニュアル、あるいは連絡体制の整備、あるいは迅速な対応ができる体制を確立していただくよう東京都を通じて申し上げているところでございます。

また、先般の事故を受けまして、私どもとしても今後どのような対応が必要なのか。現在、危機管理担当がございますので、そういったところと連携をとりながら、さらに充実をしていきたい。このように考えております。

奈須委員 前回の城南島エコプラントの火災のときには、プラスチックは燃えなかったという担当官の説明の中では、火花がほこりに燃え移り、ベルトコンベアーのゴムに燃え移ったという言い方をしていました。こうした火災の場合には、物がガラであっても何でも火災は起こり得ると思いますし、今回の施設であっても当然それは予測をしながら操業をしなければならないというふうに考えますので。ぜひ、様々な大きな生産、消費、廃棄、そしてリサイクルという流れの中では、どこかが産業廃棄物の処理をしなくてはなりませんし、不法投棄という方に流していったはいけないというふうに考えますけれども、一方で、ではただ処理をすればそれでいいのかといえ、そこにある課題について解決をしていく力をどこかが示していかなければならないと思うんですね。

現在のこの廃棄物の処理の流れというのは、埋立地の人のいないところに押しつけてしまえば、それで問題が解決しているかのようにはしか見えませんので、そのあたりのところをきちんと課題解決の力を働かせない限りは、逆に言いますとたくさん作って、たくさん捨ててという、そうした逆に言う環境への負荷を与えかねない問題にもなりますので、その部分については、これまでただ東京都に意見書を上げるだけでしたけれども、ほかに何か新たな対策というものは区としてどのように考えているのでしょうか。



佐々木幹事 確かに造っては壊し、造っては壊しの状況ですと、なかなかそういう現実から離れられないわけですが、やはりいかに耐久性の高い施設を造っていくかにかかっているんだらうというふうに思います。そういった意味では、我々を含めて、根本的にそういうものを考え直していかなければ、なかなかこの問題は解決しないのかなというふうに考えております。

急に考え方を变えるというのは難しいわけですが、やはりできるだけごみにならない、耐久性の良い、建物で言えば従来30年、50年しかもたないものをいかに100年ぐらいいもつようなものを造っていくかというふうな考え方に持っていけない限り、この問題は解決しないと思います。

息の長い話になるかもしれませんが、やはり環境に負荷を与えない状況をいかに作り出していくかが鍵になるかというふうに思います。

谷口会長 金子先生、どうぞ。

金子委員 このスーパーエコタウン事業については、平成16年に代表質問をやっているんですけども、その10haについて、先ほどの質疑でもありましたように、一つ一つの事業所の単位でこのアセスメントをやるかどうかというふうになったら、どこも該当しないというふうになりますよね。

それで、この10施設が、今でもかなりの車がいろいろな形である地域にたくさん来ているんですけども、全部そろった段階でも環境影響調査を東京都が平気であると言って、要望はしているけれども、ずっとこれが積み残しの課題でいってしまうというのは、この城南島で働いている人たちの健康上の被害というのも考えられると思うんです。これに後の事業者がそろってきってしまったら、いよいよそういう迷惑施設で、しかも健康被害を起こすかもしれないところがあの地域に集中して、多分これ以上の許可をするわけにはいかないだらうと思いますけれども、この辺の土地使用の仕方ですね。今後の臨海部の抱えている課題と、今後の展開の可能性の検討のための基礎資料にするという京浜島、平和島、城南島、昭和島、東海、羽田空港を対象に調査が行われたということがあるんですが、

その辺は、この調査はどういうふうに使われているのでしょうか。

佐々木幹事 今、委員言われた調査というのは、産業経済部で行った調査でありまして、本件とはちょっと直接関係ないのかなというふうに考えますが。

金子委員 でも、同じ場所ですよ。産業経済の方も土地の使い方、どういうふうに関後のまちづくり、産業の形態を考へていくのかという点で、こちらの方はそのリサイクル施設がどんどんできるのを眺めていると言っでは変ですけど、結果的にはそうなっているのではありませんか。どうなんでしょうか。

佐々木幹事 先ほどアセスメントのお話がありましたけれども、敷地面積で9,000㎡、建屋で3,000㎡以上になりますと、当然環境影響評価をしなければなりません。

先ほど本案件を含めて4件ほど残っているという話をさせていただきましたが、その中には当然その面積を超える案件もございますので、そういう場合は当然アセスメントをやっていただく。なおかつ全体のアセスメントをやるように、これからも東京都に求めていきたいというふうに考へております。

金子委員 それは東京都に求めるのも当然ですけども、やはり区民の働く場所としてのこの城南島については、やはり大田区が考へないといけないというふうに思っています。

それから、なかなかこの環境アセスメントにおける報告書の問題などで、縦覧期間とか意見表明の機会、そういうものが設けられておりますので、これは課長の答弁ですが、住民説明会開催までに要望書の段階では申し上げないと。縦覧とか、あるいは意見表明の機会には十二分に縦覧の機会をより多くの場所でとり、そして意見が反映できるようにしてまいりたいと考へておりますということをお聞かされているんですが、この縦覧期間は確かにこれは通常の手続で14日から28日、これは長いと言えるのかということ。

それから、この入新井特別出張所には11人いらしたということなんですけれども、それで良いのかなということが一つあるんですけども、この縦覧期間と意見書については、提出はなかったということで、この手続だけはちゃんと進んでいくわけですけども、

この程度でいいのでしょうか。

佐々木幹事 今、お話ありました縦覧期間については、法律で決まっている期間でございますので、やはり決まっている期間で対応をしていきたいというふうに考えております。

谷口会長 よろしゅうございますか。

はい、それでは田中委員からも、どうぞ。

田中委員 本審議会は、特定政党の意見の開陳の場ではないんで、そういう良識を持って議会の委員さんには発言してもらいたいなと、こういうふうに思います。

いずれにしても、本件については廃棄物の適正処理、あるいは再資源化というのを促進して、最終処分場の削減及びリサイクルの向上を図るために整備をするものであって、大田区として東京都あるいは国に要望すべきはきちっと要望することを前提に、全体で考えれば区民あるいは都民の利益に資するというふうに思いますので、これは了承すべきと、こういうふうに思っております。

谷口会長 ありがとうございます。ほかにご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷口会長 ございませんようですが、この件に関しましては、今回ばかりでなく、以前にもそういう意見交換がございましたし、また将来これはこの大田区だけの問題ではなくて、恐らく全世界の大都市の問題にもなるという、そういう状況がございます。そういう意味で、やはり常に新たな問題を我々が受けとめて、ベストの答えを出すという、そういう努力がやはり必要だと思っております、そういう意味で、これをどういう形で採決するかということで、ちょっと私としてはお諮りしたいんですが。

基本的な細かいいろんな問題よりも、まずそういう姿勢に対して区として、区民のためにどういう答えを今出したら良いかということでございますと、やはり今回の場合は審議の過程の中で出たご意見を踏まえながら付帯意見を一般的なあるべき、特に大田区という立場でどうあるべきかという付帯意見をつけて、これを採決していただいたらどうかと私は思っておりますけれども、その点をまずお諮りしたいんでございますが。

付帯意見を付してそれを採決するという、了承するという形にさせていただいて、私の個人的な思いでございますけれども、これまでずっとこういうこの問題に関しましてはお手伝いをしてまいりました結果として、やはり常に新たにそういう方向を区として示していくという、意見を東京都に常に出していくという、そういう手続を踏ませていただきたいと思っておりますので、そういう方法によるしいかどうかをまず、挙手でお諮りしたいんでございますけど、挙手をお願いしたいと思いますけれども、よろしゅうございませうしょうか。

(賛成多数)

谷口会長 ありがとうございます。挙手多数でございまして、そういうことで事務局に短時間で作文をしていただくのは大変かと思っておりますけれども、基本的な区としての考え方を、個々の特に今回出ております、第4建設リサイクルの細かいというよりもっと基本的なことで、こういう施設が大田区として受けとめなければならない、それに対する要望というものを簡明に付帯意見としてお作りいただいて、それでそれをご了解いただいて採決するという方向でさせていただきますたいと思っておりますので、事務局としていかがでしょうか。

佐々木幹事 前の案件でも、かなり付帯意見がついてございます。私どもとしまして、もしお許しいただけるのであれば、こういった付帯意見はいかがでしょうかというのをご提案申し上げたいんですけれども、よろしゅうございませうしょうか。

谷口会長 よろしゅうございませうしょうか。

(「はい」の声あり)

谷口会長 それでは、10分ぐらいの……。

佐々木幹事 いや、今読ませていただきたいと。ちょっと前にも出した案件もございませうしょうか、ちょっと読ませていただいでよろしゅうございませうしょうか。

谷口会長 それじゃあ、事務局がご用意いただいでございませうしょうか、それをお読みいただきたいと思いでます。

佐々木幹事 東京都はスーパーエコタウン事業全体に係る環境影響調査を早期に実施し、その調査結果を速やかに公表されたい。これを付帯意見

としたいと思いますが、いかがでございましょうか。

谷口会長 よろしゅうございますでしょうか。

できましたら、もう一度お願いします。

佐々木幹事 すみません、もう一度読ませていただきます。

東京都はスーパーエコタウン事業全体に係る環境影響調査を早期に実施し、その調査結果を速やかに公表されたい。

以上でございます。

谷口会長 ありがとうございます。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

谷口会長 それでは、ただいまお読みいただいた付帯意見を踏まえて、第二の議題に関しましては了承するということでお認めいただけますでしょうか。

金子委員 採決をされるんですね。

谷口会長 はい。ですから、その付帯意見をベースにして、付して了承するという、そういうことで採決にさせていただきたいと思います。

金子委員 付帯意見には賛成はするんですけども、これをこのまま了承するわけにはいきませんので、私は反対とさせていただきたいと思います。

谷口会長 それでは、そういうことでございますと挙手で全体を決めさせていただきたいと思いますが。付帯意見を付して、この第二議案について了承するという、そういうことで挙手をお願いしたいと思います。

(賛成多数)

谷口会長 賛成の挙手多数でございますので、それで議決させていただきます。ありがとうございます。

それでは議題は終わりましたので、事務局から何か連絡事項ございましたら。

どうぞ、担当課長。

佐々木幹事 それでは、次回の都市計画審議会の日程についてご案内申し上げます。次回137回の大田区都市計画審議会は、年を明けまして来年の1月11日金曜日、午後2時から、会場は本日と同じ、この場所で

大田区役所 2 階の201から203の会議室を予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

谷口会長 来年の1月11日金曜日、午後2時からということで、またご審議をお願い申し上げます。

事務局 議題の予定なんですけれども、まだ確定しておりませんが、今2件ほど予定に上がっておりまして、1件目は、糀谷駅前の市街地再開発事業と、それに関連する都市計画でございます。

もう一件が、中原街道の沿道地区計画の条例に基づく原案のご審議、この2件を今予定しております。

谷口会長 何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

谷口会長 それでは、長時間にわたりまして非常にご熱心なご審議を賜りましたことを改めて御礼を申し上げたいと思います。

それでは、第136回の大田区都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後3時22分閉会